

別表 1

違反 区分	
第 1 類	1) 無許可営業 (法第 7 条第 1 項違反)
	2) 不正手段による営業許可取得 (法第 7 条第 1 項違反)
	3) 上限料金規定違反 (法第 7 条第 12 項違反)
	4) 一般廃棄物処理基準違反 (法第 7 条第 13 項違反)
	5) 再委託禁止違反 (法第 7 条第 14 項違反)
	6) 帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反 (法第 7 条第 15 項又は第 16 項違反)
	7) 無許可事業範囲変更 (法第 7 条の 2 第 1 項違反)
	8) 不正手段による事業範囲変更許可取得 (法第 7 条の 2 第 1 項違反)
	9) 業廃止・変更届出義務違反、虚偽届出 (法第 7 条の 2 第 3 項違反)
	10) 事業停止命令違反 (法第 7 条の 3 第 1 号該当)
	11) 法第 19 条の 3 第 1 号に基づく改善命令違反 (法第 7 条の 3 第 1 号該当)
	12) 他人への違反行為要求、依頼、教唆、幫助 (法第 7 条の 3 第 1 号該当)
	13) 許可基準不適合 (法第 7 条の 3 第 2 号該当)
	14) 許可業者の施設又は能力の法第 7 条第 5 項第 3 号不適合 (法 7 条の 3 第 2 号又は法第 7 条の 4 第 2 項該当)
	15) 名義貸し禁止違反 (法第 7 条の 5 違反)
	16) 無確認輸出〔未遂含む〕 (法第 10 条第 1 項違反)
	17) 無確認輸出予備 (法第 10 条第 1 項違反)
	18) 無許可輸入 (法第 15 条の 4 の 5 第 1 項違反)
	19) 輸入許可条件違反 (法第 15 条の 4 の 5 第 4 項違反)
	20) 不法投棄〔未遂含む〕 (法第 16 条違反)
	21) 不法焼却〔未遂含む〕 (法第 16 条の 2 違反)
	22) 不法投棄、不法焼却目的収集運搬 (法第 16 条、第 16 条の 2 違反)
	23) 報告拒否、虚偽報告 (法第 18 条第 1 項違反)
	24) 立入検査拒否・妨害・忌避 (法第 19 条第 1 項違反)
	25) 措置命令違反 (法第 19 条の 4 第 1 項違反)
	26) 法若しくは同法に基づく処分に違反(上記を除く) (法第 7 条の 3 第 1 号該当)

<p>第 2 類</p>	<p>(法第 7 条第 11 項に基づく許可条件違反)</p> <p>規則第 16 条 第 5 号違反 (市域外の廃棄物の搬入)</p> <p>第 2 条 第 3 項 第 1 号違反 (不法不当な営業)</p> <p>第 2 条 第 2 項 第 21 号違反 (産業廃棄物の搬入(特に悪質性の高いもの))</p>
<p>第 3 類</p>	<p>(法第 7 条第 11 項に基づく許可条件違反)</p> <p>第 2 条 第 2 項 第 1 号違反 (承認車両等による市域外収集)</p> <p>第 2 条 第 2 項 第 2 号違反 (搬入物検査拒否)</p>
<p>第 4 類</p>	<p>(法第 7 条第 11 項に基づく許可条件違反)</p> <p>第 2 条 第 1 項違反 (搬入基準違反)</p> <p>第 2 条 第 2 項 第 5 号違反 (二度計量違反)</p> <p>第 2 条 第 2 項 第 6 号違反 (IC カードの譲渡・貸与、譲受け・借用)</p> <p>第 2 条 第 2 項 第 7 号違反 (IC カードの不正使用)</p> <p>第 2 条 第 2 項 第 10 号違反 (過積載)</p> <p>第 2 条 第 2 項 第 17 号違反 (ステップ乗車等)</p> <p>第 2 条 第 2 項 第 20 号違反 (コンテナ対策指示違反)</p> <p>第 2 条 第 2 項 第 21 号違反 (産業廃棄物の搬入(第 2 類に該当するもの以外))</p> <p>第 2 条 第 2 項 第 22 号違反 (産業廃棄物積載入場)</p>
<p>第 5 類</p>	<p>(法第 7 条第 11 項に基づく許可条件違反)</p> <p>第 2 条 第 2 項 第 3 号違反 (処理施設の搬入条件違反)</p> <p>第 2 条 第 2 項 第 4 号違反 (搬入経路指定違反)</p> <p>第 2 条 第 2 項 第 8 号違反 (搬入許可証非掲示)</p> <p>第 2 条 第 2 項 第 9 号違反 (承認車両重複登録)</p> <p>第 2 条 第 2 項 第 11 号違反 (収集車両等への所定表示未実施)</p> <p>第 2 条 第 2 項 第 12 号違反 (臨時使用車両への所定表示未実施)</p> <p>第 2 条 第 2 項 第 13 号違反 (自動車登録番号標の隠ぺい)</p> <p>第 2 条 第 2 項 第 14 号違反 (ドライブレコーダー等の未設置及び情報の不提出)</p> <p>第 2 条 第 2 項 第 15 号違反 (塵芥車のスライドゲート未閉扉)</p> <p>第 2 条 第 2 項 第 16 号違反 (無蓋車の完全シート掛け未実施)</p> <p>第 2 条 第 2 項 第 18 号違反 (処理施設内徐行運転違反)</p> <p>第 2 条 第 2 項 第 19 号違反 (資源・容プラ・紙ごみコンテナ不適正搬入)</p> <p>第 2 条 第 2 項 第 23 号違反 (本市職員及び組合職員指示厳守違反)</p> <p>その他の許可条件違反</p>

別表 2

ア	<p>法第 7 条の 4 第 1 項第 5 号（許可の取消し） （「情状が特に重いとき」に相当）</p> <p>1) 無許可営業（法第 25 条第 1 項第 1 号） 2) 不正手段による営業許可取得（同条同項第 2 号） 7) 無許可事業範囲変更（同条同項第 3 号） 8) 不正手段による事業範囲変更許可取得（同条同項第 4 号） 10) 事業停止命令違反（同条同項第 5 号） 25) 措置命令違反（同条同項第 5 号） 15) 名義貸し禁止違反（同条同項第 7 号） 16) 無確認輸出〔未遂含む〕（同条同項第 12 号） 20) 不法投棄〔未遂含む〕（同条同項第 14 号） 21) 不法焼却〔未遂含む〕（同条同項第 15 号） 5) 再委託禁止違反（法第 26 条第 1 号） 11) 法第 19 条の 3 第 1 号に基づく改善命令違反（同条第 2 号） 18) 無許可輸入（同条第 4 号） 19) 輸入許可条件違反（同条第 5 号） 22) 不法投棄・不法焼却目的収集運搬（同条第 6 号） 17) 無確認輸出予備（同第 27 条） 12) 他人への違反行為要求、依頼、教唆、幫助 13) 許可基準不適合 14) 許可業者の施設又は能力の法第 7 条第 5 項第 3 号不適合 26) 廃棄物処理法若しくは同法に基づく処分に違反（上記を除く）</p>	許可取消し
イ	<p>法第 7 条の 3 第 1 号に該当し、「情状が特に重いとき」に相当しない場合（事業の停止）</p> <p>1) 無許可営業（法第 25 条第 1 項第 1 号） 2) 不正手段による営業許可取得（同条同項第 2 号） 7) 無許可事業範囲変更（同条同項第 3 号） 8) 不正手段による事業範囲変更許可取得（同条同項第 4 号） 10) 事業停止命令違反（同条同項第 5 号） 25) 措置命令違反（同条同項第 5 号） 15) 名義貸し禁止違反（同条同項第 7 号） 16) 無確認輸出〔未遂含む〕（同条同項第 12 号） 20) 不法投棄〔未遂含む〕（同条同項第 14 号） 21) 不法焼却〔未遂含む〕（同条同項第 15 号） 5) 再委託禁止違反（法第 26 条第 1 号） 11) 法第 19 条の 3 第 1 号に基づく改善命令違反（同条第 2 号） 18) 無許可輸入（同条第 4 号） 19) 輸入許可条件違反（同条第 5 号） 22) 不法投棄・不法焼却目的収集運搬（同条第 6 号） 17) 無確認輸出予備（同第 27 条） 12) 他人への違反行為要求、依頼、教唆、幫助 26) 廃棄物処理法若しくは同法に基づく処分に違反（上記を除く）</p> <p>6) 帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反（法第 30 条第 1 号） 9) 業廃止・変更届出義務違反、虚偽届出（同条第 2 号） 23) 報告拒否、虚偽報告（同条第 7 号） 24) 立入検査拒否・妨害・忌避（同条第 8 号）</p> <p>3) 上限料金規定違反 4) 一般廃棄物処理基準違反 13) 許可基準不適合</p>	<p>事業停止60日以内</p> <p>事業停止30日以内</p> <p>改善に必要な期間の事業停止</p>
ウ	<p>法第 7 条の 3 第 2 号 又は 第 7 条の 4 第 2 項（前条第 2 号の部分に限る） 14) 許可業者の施設又は能力の法第 7 条第 5 項第 3 号不適合</p>	<p>改善に必要な期間の事業停止又は許可取消し （改善が不可能な場合）</p>

別表 3

違反区分 違反回数	第2類	第3類	第4類	第5類
1回目	30	10	5	1
2回目	45	30	10	2
3回目	—	45	15	3
4回目	—	—	20	4
5回目	—	—	30	5
6回目	—	—	—	第5類の 違反回数 と同数

別表 4

累積違反点数	処分等の内容
1 から 2 9	指示書による改善指導
3 0 から 5 9	事業停止 1 日間
6 0 以上	許可取消し

別表 5

処分事由		事業停止日数
事故後の救護を怠る等の措置義務違反をし、人を死亡させた場合 (道路交通法第 72 条第 1 項違反)		10 日以内
事故後の救護を怠る等の措置義務違反をし、人に傷害を負わせた場合 (道路交通法第 72 条第 1 項違反)		5 日以内
酒酔い運転をした場合 (道路交通法第 65 条第 1 項違反)	人身事故を伴う	10 日以内
	人身事故を伴わない	5 日以内
酒気帯び運転をした場合 (身体に血液 1 ミリリットルにつき 0.5 ミリ グラム以上又は呼気 1 リットルにつき 0.25 ミ リグラム以上のアルコールを保有する状態で 運転する行為) (道路交通法第 65 条第 1 項違反)	人身事故を伴う	5 日以内
	人身事故を伴わない	3 日以内
麻薬等運転をした場合 (道路交通法第 66 条違反)		5 日以内
無免許運転をした場合 (道路交通法第 64 条第 1 項違反)	人身事故を伴う	5 日以内
	人身事故を伴わない	3 日以内
上記以外の人命に関わる重大な違反 (共同危険行為等禁止違反 (道路交通法第 68 条違反)、 過労運転等 (道路交通法第 66 条違反)、妨害運転 (道路交通法第 117 条の 2 第 6 号、又は、 第 117 条の 2 の 2 第 11 号の罪に当たる行為) など) をした場合は、本市が事案の重大性を 判断し、5 日以内の事業停止を命ずることができる		
第 2 条第 3 項第 2 号で規定する報告を怠り、後に発覚した場合は上記事業停止日数に 10 日 を加算する		